

日医発第969号(保199)
平成22年2月17日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐澤祥人

協会けんぽの旧被保険者証の使用期限について

全国健康保険協会（協会けんぽ）の健康保険被保険者証は、昨年（平成21年6月から9月末にかけて）、旧政管健保被保険者証（オレンジ色）（以下、「旧被保険者証」という。）から新被保険者証（水色）に更新切替が完了したところであり、その際、旧被保険者証の使用期限は当分の間（追ってご連絡するまでの間）有効とされ、明確に使用期限を定めていませんでした。

今般、旧被保険者証の使用期限について平成22年3月31日までとする旨、厚生労働省保険局保険課長から全国健康保険協会理事長宛通知され、これを受けて、全国健康保険協会理事長より本職宛、本年4月診療分から旧被保険者証は使用できなくなる旨、別添のとおり連絡がありましたのでご連絡申し上げます。

これに伴い、本年4月診療分以降、旧被保険者証の記号番号（漢字かな表記）で診療報酬を請求された場合には、審査支払機関から返戻されることとなりますので、ご留意いただきますよう貴会会員医療機関へ周知方よろしくお願い申し上げます。

また、本件に関し、協会けんぽにおいて、広報用ポスター（A3版）を作成し、今月末より直接各医療機関へ配布すると伺っております。

なお、配布に関しまして、協会けんぽの医療機関リストは平成21年5月現在で作成したものであり、5月以降に開設した医療機関に対しては広報用ポスターが送付されない恐れがありますので、3月中旬までに広報用ポスターが届かない医療機関におかれましては、協会けんぽの支部（都道府県事務所）までお申し出くださるよう重ねてお願い申し上げます。

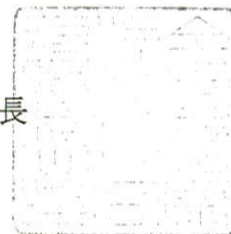
（添付資料）

1. 旧保険証の使用期限について
（平22.2.5 協発第0205003号 全国健康保険協会理事長通知）
2. 広報用ポスター（サンプル）

協発第 0205003 号
平成 22 年 2 月 5 日

社団法人 日本医師会会長 殿

全国健康保険協会理事長



旧保険証の使用期限について

日頃から当協会の事業運営にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年6月から9月末にかけて、旧政府管掌健康保険の健康保険被保険者証（オレンジ色、以下「旧保険証」という。）をお持ちの加入者を対象に、当協会発行の新しい健康保険被保険者証（水色）への切替を行いました。

今般、旧保険証を保険医療機関、保険薬局の窓口で使用できる期限を本年3月31日までとする旨、厚生労働省保険局保険課長から通知がありましたので、お知らせいたします。

これにより、本年4月より旧保険証は使用できなくなります。

また、本年4月診療分から、旧保険証の記号番号（漢字かな表記）で診療報酬を請求された場合には、審査支払機関から返戻されることとなりますのでご留意ください。

以上のことにつきまして、貴会会員に対しての周知方、特段のご配慮をよろしくお願い申し上げます。

なお、保険医療機関、保険薬局などの窓口等でこの旨を広報していただくためのポスターを作成し、後日当協会から直接、保険医療機関、保険薬局へお送りする予定としております。

協会けんぽ加入者の皆様へ

**平成 22 年 4 月 1 日 から社会
保険事務局発行の健康保険証は使用
できなくなります。**



4 月 1 日以降使用できなくなる 健康保険証（オレンジ色）

お持ちの方は事業主様を通じて協会けんぽ支部までご返却ください。（任意継続被保険者は直接、協会けんぽ支部までご返却ください。）

〇〇社会保険事務局

〇〇には都道府県名が入っております。



平成 21 年 6 月～ 9 月に下の水色の
健康保険証をお送りしました。



4 月 1 日以降も引き続き使用できる 健康保険証（水色）

お持ちでない方は事業主様を通じて協会けんぽ支部までお問い合わせください。（任意継続被保険者は直接、協会けんぽ支部までお問い合わせください。）

全国健康保険協会 〇〇支部

〇〇には都道府県名が入っております。

- 診療を受ける際は、必ず健康保険証をご提示ください。
- 70 歳以上の方は併せて高齢受給者証もご提示ください。



全国健康保険協会
協会けんぽ

インターネットを通じた医療費の情報提供サービスを実施していますので、ご活用ください。

協会けんぽホームページ <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

平成 22 年 2 月